

# 包括外部監査契約書第9条に基づく概要説明

令和3年1月22日

大阪府監査委員 御中

令和2年度包括外部監査人  
弁護士 西出智幸

## 1 監査テーマと監査の状況

### (1) 監査の対象

私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

### (2) 監査の基本的視点

本年度の包括外部監査では、大阪府において、健全で規律ある財政運営の実現に向けた取り組みが適切に行われているかを検証するため、財政運営における重要課題の一つである私債権の管理方法や回収体制等について、これらを総合的に点検し、より効率的で経済的な私債権の回収及び整理を実現することができないかという観点から監査を実施した。

監査に当たっては、①法令等の遵守、②経済性・効率性・有効性の確保、③組織及び運営の合理化、④行財政改革を意識した監査、という4つの視点を重視して、個別の私債権の管理状況についての検討を行った。

### (3) 監査の状況

ア 令和2年4月から8月にかけて実施した予備調査においては、当時、大阪府下の各部局が新型コロナウイルス感染症への対応に人員及び予算を集中させていた状況であったことから、例年よりも進行は遅れたものの、5月から6月にかけて私債権の取扱いに関する全庁的な資料の提供を、7月下旬から8月下旬にかけて各部局が所管する個別の私債権の管理状況に関する資料の提供を受けて、これらの検討を実施した。

イ その後、9月より実施した本調査においては、各部局が所管する個別の私債権に関する詳細な質問書を送付して、これに対する回答や資料提供を受け、個別の私債権の管理状況に関する精査を開始した。大阪府による財政的援助団体や出資団体等のいわゆる外郭団体についても、必要に応じて本調査の対象とした。本調査において監査の対象とした部局及び団体は、以下のとおりである。

㊦ 知事部局のうち、政策企画部、総務部、財務部、府民文化部、福

社部、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部

① 教育委員会

⑦ 警察本部

⑤ 外郭団体のうち、公益財団法人大阪観光局、公立大学法人大阪、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会、公益財団法人大阪府都市整備推進センター、大阪府住宅供給公社、公益財団法人大阪府育英会

10月から11月にかけては、大阪府庁別館や咲洲庁舎において、監査の対象とした部局ないし団体に対する対面でのヒアリングを実施した。その他、資料の多寡等の部局ごとの状況に応じて、別途資料閲覧の日程を設定し、また、追加のヒアリングを実施してきた。

ウ 令和3年1月には、報告書の初稿を監査委員事務局並びに各部局及び団体に送付し、1月13日から15日にかけて、報告書の内容を踏まえた各部局及び団体の担当者との意見交換を実施した。

エ 現在は、上記の意見交換を踏まえて監査報告書の内容を再度検討し、各部局及び団体との調整を行いながら、監査報告書の内容の確定に向けた作業を進めている。

## 2 監査結果・意見のとりまとめ状況（概要説明）

### （1）全般的事項に関する監査の結果・意見について

#### ア 全庁的に定められた要領に従った債権管理

大阪府は、大阪府債権の回収及び整理に関する条例に基づき、毎年度、債権回収・整理計画を策定・公表しているところ、同計画の作成にかかる全庁的要領である「債権回収・整理計画の作成について」は、同計画上の「回収対象債権」・「整理対象債権」の分類や、目標処理額・処理件数の設定に関する考え方を示している。しかし、実際には、債権回収・整理計画の作成にあたり、こうした要領の定めに従っていないと思われる例が複数の部局において見られたことから、これらの点につき、全庁的に要領に従った対応がなされるべきであるとの意見を述べる予定である。

同様に、大阪府は、評価性引当金の計上にかかる全庁的要領として「評価性引当金取扱要領」を定めているところ、同要領の運用として適切でないと思われる例が複数の部局において見られた。そのため、各所管部局において、評価性引当金取扱要領が適切に運用されるよう、周知徹底すべきであるとの意見を、全般的事項にかかるものとしてとりまとめている。

#### イ 遅延損害金の取扱いの適正化にかかる全庁的取組み

元本たる金銭債権につき履行遅滞が生じた場合には遅延損害金を請求することができる。ところが、多数の私債権については調定・請求が行われている一方で、複数の部局の所管債権において、これを一切調定・請求していないといった例が見られた。債務者間の公平性を維持するという観点からは、こうした取扱いには問題があると解されることから、これを適時に調定・請求する運用を定着させるための全庁的な取組みが必要であるとの意見を述べる予定である。

また、遅延損害金に関しては、債権回収における元本と遅延損害金との優先関係が全庁的に明らかにされておらず、各債権所管課が独自の判断に基づく対応を行っている実情があるとみられることから、債務者間の公平性を確保するため、取扱いを全庁的に明確化すべきであるとの意見を、全般的事項にかかるものとしてとりまとめている。

#### ウ 合理的な債権回収に向けた全庁的ルールを導入

現行制度上、消滅時効の経過していない少額な私債権について、柔軟に債権放棄等を行うことは困難であるところ、少額の私債権につき長期間にわたる管理・回収コストが発生することを懸念するあまり全庁的な要領等に従わない債権管理がなされている例も見受けられることから、大阪府は、遅延損害金を含む少額の私債権について、柔軟な処理を可能とする全庁的ルールの導入を検討すべきであるとの意見を述べる予定である。

#### (2) 個別の私債権に関する監査の結果・意見について

各部局ないし団体の所管する私債権には、それぞれに固有の事情が存在するため、そうした個別具体的な事情に応じて、私債権の発生過程自体に不合理な点はないか、回収業務は合理的かつ適切に行われているか、適時適切に私債権の整理に向けた取組みが行われているかといった観点から、監査の結果及び意見の検討を行っている。

以上